

請負工事に関する事故取扱について

事故発生

発生後の対応

1. 被災者の救助（救急車の要請など）
2. 二次災害の防止措置
（通行規制や油流出防止などの措置）

事故報告

＜状況に応じ遅滞なく報告＞

施工計画書に基づき関係機関へ事故発生を通報

消防署（病院）、警察署、労働基準監督署、発注事務所及び
その他関係機関（役場、電力・ガス・電話・鉄道会社など）へ報告

現場検証

（必要に応じて実施）

- ・ 所管警察署の所見
- ・ 所管労働基準監督署の所見
- ・ その他関係機関の所見

労働者死傷病報告の提出

・ 請負業者又は事業者は、労働安全衛生規則第97条に従い、所轄労働基準監督署に様式23号又は様式24号にて報告

事故発生報告書の提出

（第7号様式）

請負者は監督員が指示する期日までに提出